

区画整理ニュース

～つなげよう 未来の旦過市場へ～

【発行】北九州市建設局河川部神嶽川旦過地区整備室
〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1-35

電話：093-511-7123 / Fax：093-511-7120
E-mail：ken-kantaketanga@city.kitakyushu.lg.jp

第7回旦過地区土地区画整理審議会が開催されました！

第7回旦過地区土地区画整理審議会が令和6年2月2日に開催されました。今回の審議会では、ステップ1、ステップ2の移転補償及び工事の着手に必要な平面換地対象者の仮換地指定についてご審議いただきました。

◆ 第7回土地区画整理審議会の開催結果

- 【開催日時】 令和6年2月2日（金）15時00分～16時10分
- 【場所】 北九州市立商工貿易会館501会議室
- 【出席者】 委員6名、市職員12名 計18名
- 【主な内容】
 - 諮問1 仮換地指定について ⇒ 原案どおり可決
 - 諮問2 保留地の決定について ⇒ 原案どおり可決
 - 諮問3 仮換地指定の使用収益開始日について ⇒ 原案どおり可決
 - 諮問4 仮換地指定の軽微な変更について ⇒ 原案どおり可決

※審議会とは

施行地区内の地権者の代表として、施行者（市）に対し、仮換地の指定等について意見を述べるとともに、保留地の決定などについて同意を行う権限を有しています。

【審議会の様子】



< 諮問内容の説明 >



< 答申書の受け渡し >

神嶽川旦過地区整備室では、関係者の皆様へ事業についての情報提供を行っています。質問等がございましたら、お手数ですが下記までご連絡ください。

北九州市 建設局 河川部 神嶽川旦過地区整備室
【電話：093-511-7123】

市のホームページで過去の
区画整理ニュースも公開中！



スマートフォンで
QRコードを
読み取って下さい。

★ お知らせ ★

◆ 第1回仮換地指定と保留地の決定について

※仮換地指定とは

平面換地の土地の位置、面積などを書面で権利者の方に通知することです。

※仮換地指定の効果

平面換地に移転する権利者の移転補償契約が締結できます。

また、従前地の使用収益を停止したのち、工事に着手することができます。

※ただし、すぐに土地が使えなくなるわけではなく、移転補償契約後の明け渡しまでは従前地は使用可能です。

今回、仮換地指定の対象の方には、仮換地指定通知書を同封しています。

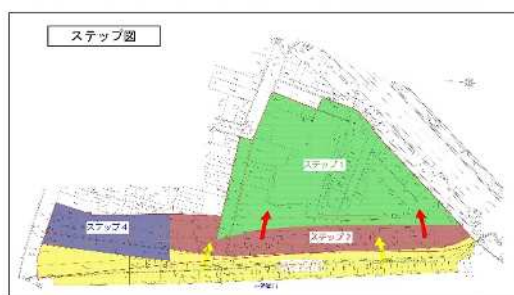
● 整理前（従前地）

仮換地指定（第1回）

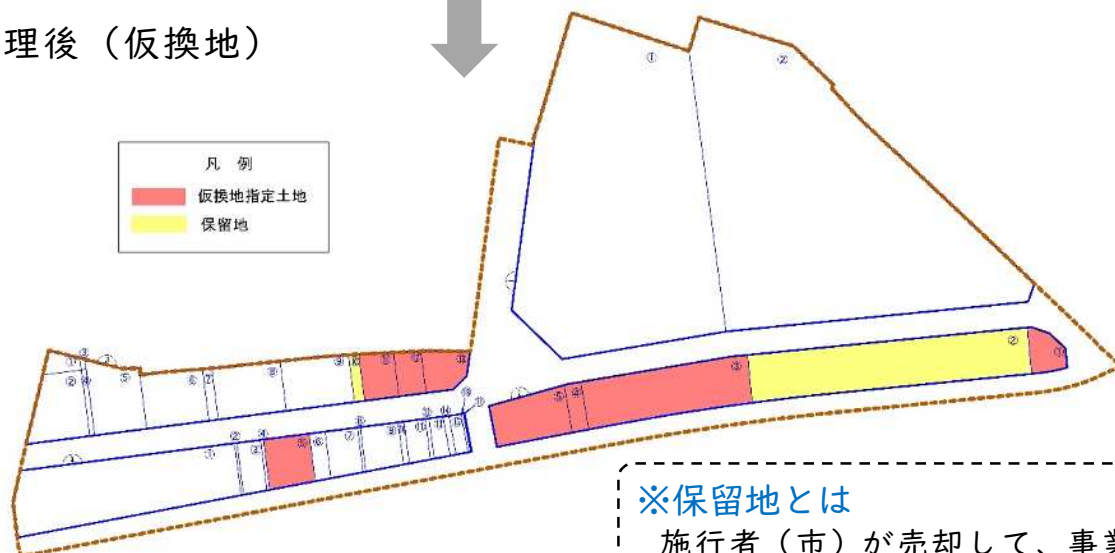
北九州広域都市計画事業 旦過地区土地区画整理事業
区域図

※
S:1/500

ステップ1、ステップ2の工事に着手するため仮換地を指定



● 整理後（仮換地）



※保留地とは

施行者（市）が売却して、事業費を生み出す土地のことです。